

～消費税について以下のご確認をお願いいたします！～



- (1) **令和5年分**（課税期間）において消費税の確定申告が必要な個人事業者は、下表
⑦～⑩のいずれかの条件にあてはまる方となります。

申告忘れのないようご注意ください！

⑦	令和3年分（基準期間）において 課税売上高が1,000万円を超えている 。
⑧	令和4年1月1日から令和4年6月30日（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている。（注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
⑨	消費税課税事業者 選択 届出書を提出している。
⑩	令和5年10月1日よりインボイス発行事業者として登録した方。なお、上記⑦～⑨に該当する方を除き、令和5年10月～12月分についての消費税の申告をします。

- (2) 計算方法をご確認ください。

① 上記(1)で⑦～⑨に該当する方は、**一般課税**、**簡易課税**（選択届出書を提出した方）となります。

② 上記(1)で⑩に該当する方は、**一般課税**、**簡易課税**（選択届出書を提出した方）、**2割特例（申告時で選択）**となります。

○ 2割特例を適用できる事業者について

- ・ インボイス制度を機に**免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者**の方が適用できます。
- ・ 一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、**2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記する**ことで適用できます。

- (3) 記帳について

計算方法	記帳方法
一般課税	売上・経費についての区分経理（軽減8%・標準10%・非課税）に加えて、令和5年10月からは 経費についてインボイスの有無 の記帳も行っている必要があります。 ※ 基準期間の売上高が1億円以下の事業者の方は、1取引当たり税込み1万円未満の取引については、「インボイス有」で処理します。 ※ インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客運送などについては、摘要欄に通常必要な記載事項に加え「3万円未満の鉄道料金」などと記載します。
簡易課税 （選択届要提出）	売上についての事業区分とその税区分（軽減8%・標準10%）が分かるように記帳する必要があります。 ※ 免税事業者からインボイス発行事業者になった方で、令和5年分から簡易課税を選択する場合の届出書の提出期限は 令和5年12月31日 です。

(注) ① インボイス制度を機に**免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方**についても、令和5年10月以降は選択している計算方式（一般、簡易）に対応した記帳を行う必要があります。※ 2割特例の適用を選択する方も同様です。

② 手書きの方は「帳簿」の記帳と「消費税区分集計表」の作成をお願いいたします。
会計ソフトをご利用の方は、必ず消費税対応設定を行った上で入力をしてください。

ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。Tel 044-911-4616

その他当会の情報はホームページ <http://www.shokonet.or.jp/aoiro/kawasakinisi/>
をご覧ください。

